

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年6月定例会会議録

1 開催日時 令和4年6月24日（金）13時30分～14時20分

2 場 所 稲美町役場 本館3階 305会議室

3 議 事

報告第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
⇒承認

報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専
決処理）」⇒承認（1件）

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（1件）

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（5件）

議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

議案第19号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（1件）

4 出席委員（14名）

1番・藤本勝彦	2番・坂本英正	3番・松尾和孝	4番・山口 透
5番・梅本成子	6番・上田尚秋	7番・船岡重夫	8番・坂元三郎
9番・井澤 守	10番・鳴瀬敏雄	11番・丸山治正	12番・大西寿々代
13番・福田 修	14番・高松幹博		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

6番・上田尚秋 委員 7番・船岡重夫 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和4年6月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し
上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、6番・上田尚秋 委員、7番・船岡重夫 委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いいたします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第6号～第7号及び議案第16号～第19号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 説明いたします。

この「活動の点検・評価」は、農林水産省からの通知に基づき行っております。報告第6号は、昨年にとめた令和3年度の活動計画に対し、点検と評価を行ったものでございます。

『Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化』『Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進』『Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価』『Ⅴ 違反転用への適切な対応』について、令和3年度の目標数値と取り組み結果を説明する。

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表しますので、ご了承

願います。

議長： それでは、報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」（専決処理）を議題といたします。届出件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国安四丁目 （小池南交差点西方）

地 目： 田

転用面積： 4 5 3 m²

申請人： 町内在住所有者

転用目的： 共同住宅

土地利用計画： 盛土、整地し、共同住宅建築。雨水は西側、南側道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理： 令和4年6月14日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。（意見、質問なし）

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の共同住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年6月14日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字本バタ	田	1, 286 m ²
	田	1, 262 m ²
（岡東霊園北方）	2筆合計	2, 548 m ²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機・農用自動車 各1台

栽培作物： 水稻・大麦

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西澤委員です。地域の営農組合と協力して耕作されるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年6月21日13時30分～15時15分までの間、9番井澤守農地担当副会長補佐、3番松尾和孝委員、11番丸山治正委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地の内1筆は既に水稻が植えられており、もう1筆は草が生えていましたが耕運されているのがわかりました。譲受人は地域の営農組合と協力して耕作される見込みですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は5件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町国岡字平見 (国岡北交差点北方)

地目： 田 (現況 雑種地)

面積： 115㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外事業者

転用目的： 事業所用地

土地利用計画： 申請地は土地改良法による換地では田で登記されているが、現況は半分が法面で耕作に適さない。申請地に隣接する事業所の土地を支える法面及びメンテナンス用地として利

用。雨水は西側の低い水路へ流れる。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。周辺農地、農業用水及び排水、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は耕作に適さない狭小な土地で、西側の水路まで急な斜面になっています。転用しても農地や用排水への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移動について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町加古字八軒屋裏	田	2 2 0 m ²
	田	1 4 7 m ²
(加古小学校前交差点東方) 2筆合計		3 6 7 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住所有者

譲受人：町外在住会社役員

転用目的：賃貸露天駐車場

土地利用計画：造成後、隣接の宅地と一体利用する。自宅建物、庭、社員研修スペース等の計画。申請地は事業用車両駐車場。雨水は南側の既存の水路から排水する見込み。

宅地については「開発許可等不要証明書」写しの添付あり。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地の北と西は地上げされ

た駐車場の擁壁、東側は宅地、南は水路に接しています。転用後もこの水路を利用されるなら、周辺農地への影響は少ないのではないかとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

3番・松尾委員： 申請地東側の宅地と一体で利用する計画です。雨水排水については、既存の水路を利用するなどすれば、周辺農地などへの影響は少ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」及び「番号4」は、譲受人が同じで一体利用する計画ですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号3」及び「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町岡字内ヶ池上（長法池北東方）

地 目： 田

面 積： 3 1 7 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町内外の所有者 6 名

譲受人： 建築工事業者

転用目的： 露天資材置場「番号4」申請地と一体利用。

土地利用計画： 北側、西側は既設の水路、東は宅地、南は「番号4」で5条転用申請のある農地。盛土し、砕石敷均し。東側境界はブロック積む。雨水は既設水路へ。

「番号4」

所 在： 稲美町岡字内ヶ池上（長法池北東方）

地 目：田

面 積：66 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：建築工事業者

転用目的：露天資材置場「番号3」申請地と一体利用。

土地利用計画：北側は「番号3」で5条転用許可申請のある農地、東側は宅地、西側は隣家（譲渡人）進入路、南側は道路。盛土し、砕石敷均し。東側境界はブロック積む。雨水は既設水路へ。

議 長： 「番号3」「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地2筆は北と西が水路、東が宅地、南が道路に囲まれており、転用しても周辺に与える影響は特にないと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 「番号3」の申請地は耕運されて低い草が生えていました。「番号4」は樹木などが植えられていました。整地の際は勾配をつけて、雨水は既設の水路に流す計画であることから、転用しても周辺農地や道路等への影響は問題ないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」「番号4」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」「番号4」は申請のとおり転用及び所有権の移動について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町印南字西場 （印南西場交差点北）

地 目：田

面 積：556 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農業者

譲受人：地元在住者

転用目的：露天駐車場及び花壇・菜園用地

土地利用計画：北、東は道路、西は低い農地、南は譲受人住宅。造成碎石敷し、真砂土敷く。西・北はフェンス設置。雨水は南から西、北へ溝を作り、北側の水路へ放流する。

議長： 「番号5」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地は給水バルブ及び排水口が設置されていますがいずれも申請地のみの利用ですので、転用しても周辺農地や農業用水及び排水、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地西側の農地は一段低くなっています。雨水は農地であった時の排水先である既設の水路に流す計画です。農地や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：5件

利用権を設定する申請者（貸付者）：7件

申請筆数：16筆

申請面積：17,947㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：5件

利用権を設定する申請者（貸付者）：7件

申請筆数：16筆

申請面積：17,947㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものについては、特に問題はありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第19号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。意見を求められているのは1件です。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202205-01 新規（認定新規就農者期間終了）

作目 イチゴの収量倍増。

農業用施設等の取得計画 ビニールハウス1棟

栽培密度向上、品種の変更、ネット販売、臨時雇用の導入

農業所得に関する目標、労働時間は構想基準に概ね適合

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年6月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年6月24日

議長 坂本英正

委員 上田尚秋

委員 船岡重夫